

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成26年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月23日

島根県監査委員	角	智	子
同	中	島	謙二
同	錦	織	厚雄
同	後	藤	勇

平成26年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
I 総括 1 意見 指定管理者制度について 平成16年度から始まった指定管理者制度は、10年が経過し、平成27年4月から新たな指定管理期間が始まる（一部施設を除く。）。 この期間においても、同制度の趣旨に沿った管理・運営が求められるところであり、指定管理者、施設所管課においては、以下の点に留意しながら指定管理施設の管理・運営を行われたい。 (1) 団体に対する意見 ① 県民サービスの質の維持・向上について 【該当指定管理者】 指定管理者制度は、県民サービスの質の向上及び施設の設置の目的を効果的に達成することを導入目的としている。 このことも踏まえ、平成25年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、指定管理の期間設定等について個別施設の特性や管理実態に応じた柔軟な対応を行われたいと意見を述べたところである。 平成26年7月に改正された指定管理者制度運用に係る共通ガイドラインにおいて、施設の設置目的の達成のため、特殊な技能や高度の専門性を要する業務が不可欠であり、その継続性や知識の蓄積・活用が必要な施設については、5年を超える指定期間の設定が可能となった。 今年度更新の手続を行った24施設のうち8施設において指定期間を従来の5年から8年に延長することとなった。いずれの施設の管理予定者も現指定期間に引き続き指定されており、今まで蓄積したノウハウを十分に活用するとともに、職員の専門性を一層高めるための人材育成等に取り組み、より質の高いサービスの安定的な提供に努められたい。 ② 利用者の安全確保について 【各指定管理者】 指定管理施設の管理・運営に当たっては、利用者	① 県民サービスの質の維持・向上について （（公財）しまね海洋館） これまでも職員の各種研修等を行ってきたが、今後も引き続き（公社）日本動物園水族館協会主催の研修会をはじめ、各種研修会・研究会への参加、研究成果発表の実施などにより職員の専門性を一層高めるとともに、接遇研修などにより来館者対応職員の資質向上を図り、人材育成に取り組んでいく。 （（公財）しまね自然と環境財団） これまでも職員の各種研修等を実施してきたが、今後も引き続き全国各地で開催される各種研修会・研究会等への参加、研究成果発表の実施などにより職員の専門性を一層高めるとともに、接遇研修などにより来館者対応職員の資質向上を図り、人材育成に取り組んでいく。 ② 利用者の安全確保について （（公財）しまね海洋館） これまでも実施してきた定期的な避難訓練を実施

サービスの向上のみならず、その安全が確保されることが重要である。

この度の指定管理者制度運用に係る共通ガイドラインの改正において、指定管理者は管理施設の保全を的確に行うための年間保全計画の作成と計画実施状況の報告を行うこととされた。

保全計画の作成・実施に当たっては、施設利用者の安全を念頭に置くとともに、定期的な避難訓練の実施や協定で定めた危機管理マニュアルの点検を行うなどにより利用者の一層の安全確保に努められたい。

するとともに、火災だけでなく地震を想定した訓練も実施予定であり、訓練上で判明した課題を危機管理マニュアルにフィードバックし、より一層利用者の安全確保に努めていく。

((公財) しまね自然と環境財団)

これまでも実施してきた定期的な避難訓練に加え、不審者の侵入を想定した訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(アイカム (株))

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を年2回実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(浜田ビルメンテナンス (株))

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を年2回実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

((公財) しまね産業振興財団)

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(大畑建設 (株))

これまでも実施してきた風水害、地震、公園内での事故、事件等を想定した訓練を実施するとともに、新たに想定が必要な事象が発生した場合は、速やかに関係機関等と協議し、危機管理マニュアルの点検等を行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(北陽ビル管理 (株))

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

① 県民サービスの質の維持・向上について

【所管課】

団体への意見で述べたように、8施設において指定期間を8年に延長することとなったが、各指定管理施設の所管課におかれては、当該施設の運営に当たって期間延長の効果が発揮できるよう指導されたい。

また、県民サービスの質の維持・向上を図るためには、指定管理者自らの取組に加え、所管課における利用者ニーズ・満足度の把握も重要となる。

平成27年4月から始まる新たな指定管理期間においては、指定管理者が実施する調査等に加え、所管課においても定期的な調査・点検等を行い、県民サービスの質の維持・向上に努められたい。

① 県民サービスの質の維持・向上について

(地域政策課：(公財)しまね海洋館)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(自然環境課：(公財)しまね自然と環境財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(健康福祉総務課：アイカム(株)、浜田ビルメンテナンス(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(産業振興課：(公財)しまね産業振興財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(都市計画課：大畑建設(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

なお、毎年度当初には都市計画課、都市公園所管県土整備事務所、指定管理者の三者が集まり、都市公園の管理運営に関し、課題や対策について検討を行っている。

(社会教育課：北陽ビル管理(株))

② 利用者の安全確保について【所管課】

今後、各施設においては、施設の長期保全計画及び5年以内に必要となる修繕をまとめた維持保全計画を元に指定管理者が年間保全計画を作成・実施することになる。

所管課におかれては施設管理の責任主体であるという自覚を持って、各指定管理者において安全を念頭に置いた適切な年間計画の作成・実施がなされ、合わせて危機管理マニュアルに基づいた安全確保の取組を着実に行って施設の安全な利用が確保されるよう指導されたい。

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

② 利用者の安全確保について

(地域政策課：(公財)しまね海洋館)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行うとともに、危機管理マニュアルの改正等を指定管理者と協議のうえ実施し、施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(自然環境課：(公財)しまね自然と環境財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行うとともに、危機管理マニュアルの見直しを指定管理者と協議のうえ実施し、施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(健康福祉総務課：アイカム(株)、浜田ビルメンテナンス(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行い施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(産業振興課：(公財)しまね産業振興財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行い施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(都市計画課：大畑建設(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指

	導を行い施設利用者の安全確保に万全を期している。 なお、都市公園施設の維持管理にあたっては点検マニュアル等を整備し、指定管理者には当該マニュアルに沿った点検簿等の作成・管理を義務づけている。 (社会教育課：北陽ビル管理(株)) 毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。 また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行い施設利用者の安全確保に万全を期している。
Ⅱ 個別 1 一畑電車沿線地域対策協議会 (所管課：交通対策課) (1) 団体 【意見】 ① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について 一畑電車沿線地域対策協議会では、一畑電車(株)への支援として、赤字補填による助成が行われてきたが、平成18年度からは「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」により、鉄道施設の整備に要する費用について補助をしてきており、平成23年度からは安全確保やサービス向上の観点から車両更新など積極的な設備投資が行われている。 一方、一畑電車(株)においても人件費などの経費の削減に取り組むとともに、各種イベント列車の運行や沿線施設と連携した企画きつぷの販売、体験運転事業の実施などにより利用促進に取り組む、収入増を図っているところである。 しかしながら、モータリゼーションの進行や人口減少・少子化の影響等により通勤・通学の利用客数は減少傾向にあり、観光客による利用も平成25年度は出雲大社平成の大遷宮により大幅に増加したものの、今後の動向は不透明であり、収入を確保するためには一層の利用促進を図る必要がある。 については、「一畑電車支援計画(平成23年度～平成27年度)」の更新に合わせて、これまでの支	① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について 次期一畑電車支援計画(平成28年度～平成32年度)の策定に当たっては、現行の支援計画の効果等を検証するとともに、関係者の適切な役割分担の下で、更なる利用者増を図るための効果的な利用促進策について検討していく。

援事業による効果を検証した上で、一畑電車（株）による自助努力を促しつつ、構成員である沿線自治体の支援や役割分担等を含め、一層利用者の増加につながる効果的な取組を進められたい。	
2 （公財）しまね自然と環境財団 （所管課：自然環境課、環境政策課） (1) 所管課（自然環境課） 【意見】 ① 観光での活用について 三瓶自然館は、自然系博物館としての教育機能だけでなく、大山隠岐国立公園・三瓶山地区のビジターセンターとしての機能も併せもっている。 平成25年度の入館者数は16万2千人で、ここ10年間で最多となり、児童・生徒等の教育に加え、県央部への観光客の入り込みにも寄与している。 一方、三瓶自然館の附属施設として、世界的にも極めて貴重な埋没林を保存展示する三瓶小豆原埋没林公園があるが、埋没林公園には学校等の団体利用に適した施設（事前学習室など）がないため、教育利用が進みにくい実態もあり、来園者も、近年は2万5千人余で横ばいとなっている。 埋没林公園については、平成23年度監査で周辺施設の整備について意見を述べ、検討が進められているようであるが、三瓶自然館と合わせて、県央部の魅力的な観光資源であり、現在県が力を注いでいる観光振興にも大いに寄与するものと思われる。 観光部局との連携を図りながら、利便性・魅力向上について検討を進め、観光面でもより一層積極的な活用を図られたい。	① 観光での活用について 三瓶小豆原埋没林は国指定天然記念物であり、文化財として適切な保存管理が求められている。 現在、腐朽・倒伏等を防ぐための保存方法を検討中であり、この検討結果によっては、展示施設改修等が必要となる可能性がある。 このため、団体利用を促進するための施設整備のあり方については、上記保存方法決定後に観光部局の意見も聴きながら検討を進める。
3 アイカム（株） （所管課：健康福祉総務課） (1) 所管課 【意見】 ① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について 施設使用料は、「島根県立総合福祉センター条例施行規則」により前納とされており、キャンセルをした場合は、使用日の7日前までは前納使用料の8割、3日前までは5割を還付することになっている。	① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について 施設使用料前納について、必要に応じて規則等の改正を行うことにより、前納期日の明確化及び前納の徹底を図るよう取り組んでいく。

しかしながら、利用日当日に使用料を納付する
場合が多くあり、前納せずにキャンセルした場合
には、いわゆるキャンセル料が徴収されずバラン
スを欠いている。

安易なキャンセルの発生を抑制し、施設の公平
かつ効率的な利用を図る観点から、前納期日の明
確化とその徹底を図られたい。

② 使用料の減免手続の適正化について

「島根県立総合福祉センター条例」では、「知
事は、公益上特に必要があると認めるときは、使
用料を減免することができる。」とし、同規則で
「社会福祉法人その他これに類する団体のうち知
事が使用料を減免することが適当と認めたもの
が、福祉の増進の目的のために使用するとき。使
用料の全額」と定めている。

また、同管理規程で「使用料の減免を受けよう
とする法人等は、使用料減免承認申請書（様式第
5号）により、指定管理者を経由して知事に申請
しなければならない。」としている。

しかしながら、実態を確認したところ、社会福
祉法人等に対する減免（いわゆる減免団体）につ
いては、一度の申請で減免を承認し、その後は使
用許可申請書で指定管理者が目的に沿った利用か
どうかを判断していた。

現在、減免団体数は全県で350団体以上にも及
び、その活動についても趣味の会など多種多様で
あり、真に減免理由に該当するのかをしっかりと
確認する必要がある。

定期的に減免団体の確認を行うとともに、具体
的な事例も含めて減免基準を明確化するなど、減
免に係る規程の見直しを行い、適切な使用料の減
免手続を行われたい。

③ 入居団体に対する減免手続の適正化について

上記②のとおり、社会福祉法人等については減
免ができることになっており、規程で減免承認申
請の手続が定められているが、同規程において
「いきいきプラザ島根及びいわみーるに入居する
法人等については、この手続を省略するものとす
る。」とされている。

施設設置（規程作成）時の経緯については不明

② 使用料の減免手続の適正化について

定期的に減免団体の確認を行うために、減免団体
の活動実績を把握する等の減免に係る規程の見直し
を行い、適切な使用料の減免手続きを行う。

③ 入居団体に対する減免手続の適正化について

入居団体についても他の申請者と同様に減免承認
申請の手続きを行うよう規程の見直しを行う。

であるが、現在の入居団体を見ると必ずしも減免の対象となる団体とは限らない。

このことから、入居団体に対する減免の可否の判断はどのように行っているのかを確認したところ、使用許可申請書により指定管理者が個々に判断しているとのことであった。

しかしながら、減免の承認については知事が行うことになっており、入居団体が即減免ではなく、団体の活動や使用の目的に応じて減免の判断が行われるべきと考えられるので、減免承認申請書の提出を省略する規定について見直しを行われたい。

④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて

指定管理者は、指定に当たって定められた使用料収入の目標額の達成に向けて利用者の確保に努めているところであるが、無料で利用できる減免対象者が増加すると有料利用者が利用しにくい状況となり、使用料収入は減少する。

このことは、県の収入が減少することになるとともに、指定管理者にとってはメリットシステムが有効に機能しないことになる。

そこで、前回の監査において、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて検討を要請したところであり、指定管理者においては、減免団体のキャンセルがあった場合には、事前に申し込みのあった者に連絡するなどの対応が行われている。

一方、県においては、減免団体や入居団体に対して、安易な予約をしないように注意喚起は行われているものの、利用方法の見直しについては具体的な対応がなされていない状況であった。

この施設については、条例の設置目的にあるように広く県民の福祉の向上のために利用されることを期待するものであり、減免対象者による利用が拡大することはその目的に合致するものであるが、減免団体及び入居団体の利用が9割近くを占め、利用料収入が約649万円であるのに対し減免額は約4,837万円となっている。

そもそもメリットシステムを適用することがふさわしい施設であるかどうかについて検討すると

④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて

メリットシステムの適用の是非、適用するとした場合の施設特性に適した適用のあり方、貸出施設の利用方法の見直しについての具体的な対応を次の更新時までに関係課と検討していく。

ともに、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて具体的な対応（減免対象者や減免率の見直し、キャンセル料の徴収等）を検討されたい。 ※ メリットシステムとは 指定管理業者の努力によって利用者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の1/2について当年度の指定管理料を増（減）するものである。	
4 浜田ビルメンテナンス（株） （所管課：健康福祉総務課） (1) 所管課 【意見】 ① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。 ② 使用料の減免手続の適正化について 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。 ③ 入居団体に対する減免手続の適正化について 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。 ④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。 なお、「減免団体及び入居団体の利用が9割近くを占め、利用料収入が約649万円であるのに対し減免額は約4,837万円となっている。」とあるのは、「減免団体及び入居団体の利用が6割強を占め、利用料収入が約930万円であるのに対し減免額は約1,880万円となっている。」と読み替える。	① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について 施設使用料前納について、必要に応じて規則等の改正を行うことにより、前納期日の明確化及び前納の徹底を図るよう取り組んでいく。 ② 使用料の減免手続の適正化について 定期的に減免団体の確認を行うために、減免団体の活動実績を把握する等の減免に係る規程の見直しを行い、適切な使用料の減免手続を行う。 ③ 入居団体に対する減免手続の適正化について 入居団体についても他の申請者と同様に減免承認申請の手続きを行うよう規程の見直しを行う。 ④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて メリットシステムの適用の是非、適用とした場合の施設特性に適した適用のあり方、貸出施設の利用方法の見直しについての具体的な対応を次の更新時までに関係課と検討していく。
5 （一社）しまね地域医療支援センター （所管課：医療政策課）	

(1) 所管課 【意見】 ① 業務拡大に伴う支援について 当団体の目的は、一人でも多くの若手医師に本県を軸足とした研修・勤務をしてもらうことであり、そのためにキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っているが、支援の対象となる地域枠出身や奨学金の貸与を受けた若手医師は当分の間、毎年20名以上増えていく予定であり、それに伴って業務量が増えていくことが予想される。 事業効果を十分に検証の上で、事業実施に支障がないよう必要な支援を行われたい。	① 業務拡大に伴う支援について 事業効果の検証や人員体制等の検討を行い、事業実施に支障がないよう必要な支援を行っていく。
6 (公財) 島根県みどりの担い手育成基金 (所管課：林業課) (1) 団体 【意見】 ① 助成事業の実施方法の見直しについて 助成事業の執行において、次のような事例があったので、ニーズに応じた効果的な事業が実施できるよう弾力的な運用を検討されたい。 ・各種助成事業のうち3事業については、要綱上、変更交付申請の規定がないため、実績額が交付決定額を上回ることも当初の交付決定額のままで額が確定されている。 ・助成事業間の予算配分の調整が行われていないため、交付決定額が予算額を大きく下回っている事業がある一方、交付申請額が予算額を上回ったため、申請額を大きく削って交付決定されている事業がある。 ② 中期事業計画の見直しについて 森林整備を継続的に進めていくためには、若年層を中心とする担い手の確保・育成が重要であるが、最近の産業全体の雇用状況から林業労働力の確保は一層厳しいものとなっている。 こうした中、平成27年度から中期事業計画の第2期が始まることから、団体においては関係機関（県林業課、農林大学校、県木材協会、林業労働力確保支援センター）による検討会を設置して、事業内容等を見直しを進めている。 効果的な事業が実施できるよう第1期の事業執行状況等を評価するとともに、状況の変化や森林	① 助成事業の実施方法の見直しについて 第2期中期事業計画（平成27年度～29年度）においてニーズに応じた予算となるように、過去の実績を踏まえ各種助成事業ごとの予算額の変更を行ったところである。 なお、変更交付申請や事業間での予算配分の調整については、各事業の趣旨を踏まえ、効果的な助成ができるように助成金交付要綱等を見直しを引き続き検討する。 ② 中期事業計画の見直しについて 関係機関による検討会において、事業内容等を見直して効果的な事業実施ができるよう第2期中期事業計画の検討を行い、平成27年1月の理事会で議決したところである。 この計画に基づき平成27年度から事業を実施しているところである。

組合等助成対象者のニーズを十分に把握した上で、事業の見直しを進められたい。

7 (公社) 島根県林業公社

(所管課：林業課)

(1) 団体

【意見】

① 第4次島根県林業公社経営計画（平成26年度～平成35年度）の推進について

団体では、昭和40年の設立以来、森林資源の充実による公益的機能の発揮や中山間地域の振興などに寄与することを目的として、分収造林事業に取り組んできたが、この事業は団体のみが費用を負担する仕組みとなっており、その財源が主として造林補助金と借入金により賄われてきたことから、団体の借入金（平成25年度末残高は535億円余）と利息負担は増大し続けている。

一方、県は、団体に対し無利子貸付や損失補償など多額に上る財政的援助を行うことにより、その経営を支えてきたところである。

こうした状況を踏まえ、団体においては、増大し続ける借入金と利息負担に対処するため、平成11年度に「島根県林業公社経営計画（平成11年度～平成20年度）」を策定して以来、5年ごとに計画を策定し、経営林の施策方針を長伐期非皆伐施策へと転換するとともに、分収林契約と森林整備の見直し、利息負担の軽減対策などを柱とする経営改善策を行ってきたが、木材価格が計画時よりも大幅に下落したことにより、目標としていた長期収支不足の縮減達成には至らない見通しとなった。

このため、県と団体では、平成25年9月に外部の有識者を委員とする「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を設置し、次期経営計画の策定に当たっての検討が行われ、主伐による「公的セクターとしての役割発揮」と「経営改善」について提言が行われた。

この提言を受けて、団体では、主伐の開始を主とする第4次経営計画を平成26年3月に策定し、平成95年度における収支不足を160億円に圧縮することを目指して、a) 主伐による増収対策（有利な国庫補助事業の活用による収支改善）、b) バイオマス利用による増収対策（林地残材として廃

① 第4次島根県林業公社経営計画（平成26年度～平成35年度）の推進について

県内民有林の約11%を占める林業公社の造林地は、1団地当たりの平均面積が10ha前後とまとまりがあり木材生産効率が良いことや、これまで計画的に保育を実施しており良材の供給割合が高いことから、県内林業・木材関連産業から大きな期待を寄せられているところである。

こうした中、島根県の林業施策として「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現のため「主伐促進による原木増産と木材産業の強化」が推進されており、林業公社の造林地は原木増産のための木材生産団地としての役割を果たすことが期待されている。

また、「島根県林業普及指導実施計画」においても「林業公社の支援・指導」が記されたところである。

このように、県の林業施策の実行においても、林業公社の第4次経営計画を着実に実施していく事が重要であり、県の指導・支援を受け経営改善を図っていく。

棄されていた木材のバイオマス利用による増収)、c) 不成績林等の処理(不成績林等の契約解除(収入が見込めない経営林の整理))、d) 生育状況に応じた生産手法の導入(枝打ち、除伐の省略)、e) 主伐実施に伴う公庫借入金抑制による利息軽減などの経営改善策に取り組むこととしている。

しかしながら、木材価格の長期低迷が続く中で、こうした経営改善策を実施したとしても依然としてなお多額の長期収支不足が見込まれており、県から大きな財政的援助を受けている団体においては、その厳しい現状を重く受け止め、次の点にも留意しつつ、県と一体となって第4次経営計画の推進に全力で取り組まれない。

ア 県民への正確かつ丁寧な情報提供について

団体の経営に当たっては、県の財政支援を伴うことから県民負担の軽減に努めるとともに県民理解の醸成を図ることが不可欠である。

そのためには、団体の経営状況や地域経済への波及効果、公益的機能の発揮による地域貢献について、県民に正確でわかりやすい説明や情報提供を積極的に行う必要がある。

イ 実施計画の策定について

第3次経営計画(平成21年度～平成30年度)における木材販売収入は約5億円であったが、第4次経営計画(平成26年度～平成35年度)における木材販売収入は約55億円とされており、当該収入確保や目標とする収支不足の圧縮に向けては、実効ある着実な経営戦略が問われることになる。

経営計画では、平成95年度の収支不足の見込額は示されているが、ここ10年間については、資金ベースでの収支計画が作成されているだけで、年度毎にどの程度の収支改善が見込まれるのかが明確になっていない。

まずは、早急に具体的な行動や収支についての5か年程度の計画を策定し、毎年度、検証することにより、効果的な事業の実施、着実な収益の計上と借入金返済など、現実を見据えた経

ア 県民への正確かつ丁寧な情報提供について

平成26年11月にホームページのリニューアルを行い、より分かりやすくしたところである。

そのホームページの中で団体の経営状況としては、財務状況、経営評価報告書及び第4次経営計画については掲載しているが、地域経済への波及効果や公益的機能の発揮による地域貢献については説明がないため、これらについても県民へわかりやすい情報提供が行えるよう掲載する。

イ 実施計画の策定について

林業経営は、過去の長期に亘る投下経費(補助金・借入金等)に対して現時点での木材販売収入で事業収支が明確となる。

第4次経営計画では、策定時点での木材価格を基に70年後の長期収支見込みを試算したところである。

また、平成26年度から35年度までの収支計画については、年度毎の計画対実績の事業進捗状況を確認・検証し、さらに、単年度の収支の考え方を明確にしたうえで、収支改善につながる事業の実施方法や借入金等財源について県と協議していく。

営戦略を立てていく必要がある。

ウ 計画の進捗状況の点検・評価と改善について
経営計画及び実施計画の実行に当たっては、その進捗状況を点検・評価し、改善を図っていくことが重要である。

また、今後は、保育事業から主伐事業に移行していくことから、計画の実施状況によっては、外部有識者による検討委員会を設置するなど客観的に状況を把握し、現実的な経営戦略を構築していけるよう、的確な進行管理を行っていく必要がある。

(2) 所管課

【意見】

① 第4次島根県林業公社経営計画の推進について
団体に対する意見で述べたように、経営計画に基づく経営改善の取組如何によっては、今後の県の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、その実施状況の検証を行うなど、経営計画の取組目標が確実に達成されるよう団体と一体となって経営計画の推進に取り組まれない。

また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を他の都府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。

※ 分収造林事業とは

①森林の土地所有者、②森林の植栽・保育・管理を行う造林者（市町村）、③森林造成に必要な費用を負担する費用負担者（団体）の3者が共同で森林の造成を行う契約を締結し、伐採時に収益を一定の割合（分収割合）で分け合うものである。3者の分収割合は、平成12年度以降に締結された契約分については、土地所有者30%、市町村5%、団体65%となっている。

ウ 計画の進捗状況の点検・評価と改善について
経営計画についてはPDCAサイクルを確立させ、進捗状況を点検・評価し、経営の改善に努めていく。

① 第4次島根県林業公社経営計画の推進について
県では、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を実現するためには、林業公社等有する面的なまとまりのある森林を木材生産団地と位置づけ、主伐を中心とした原木増産体制の構築を図っているところである。

平成27年度島根県林業普及指導実施計画に基づき、市町と共に現場に即した森林経営指導を行っている。

県と林業公社の情報共有を密に行い、実施状況を確認しながら、第4次経営計画に基づく事業の推進に一体となって取り組んでいく。

また、国への働きかけについては、平成26年10月に林業公社関係3団体が集まり、林業公社への財政的支援などの提言を国へ行った。

平成27年度においても県による国への重点要望のほか、森林県連合、森林整備法人全国協議会による国に対する政策提言活動を予定している。

今後も国に対して、安定した林業公社事業が実施出来るように、財政支援の充実強化について他の都府県等と連携して働きかけを行っていく。

8 （公社）島根県観光連盟

（所管課：観光振興課）

(1) 団体

【意見】

① 全県的な観光振興について
平成25年度に実施した財政的援助団体等監査の

① 全県的な観光振興について
県や広域観光推進組織との役割分担と連携のも

報告書では、所管課に対し「神々の国しまね」プロジェクトや「ご縁の国しまね」キャンペーンなど観光振興のこれまでの取組の成果を継続・発展させ、地域資源を生かした更なる魅力アップや広域的な旅行商品づくりなどにより県内全域への観光誘客の拡大に努められるよう意見を述べたところであるが、平成26年の主要観光施設等動向（入り込み客数）においては6月以降、出雲大社の大遷宮などによる観光客急増の反動減と思われる傾向が県東部の施設を中心に見受られる一方で、石見・隠岐地域においても入り込み数の減少傾向が続いている施設がある。 観光地間競争の激化や景気回復の遅れなど厳しい状況下であるが、団体においても所管課や石見・隠岐地域の観光振興組織と連携して観光資源の育成や誘客宣伝活動等に取り組み、施策効果が全県的に波及するよう努められたい。	と、専任職員の配置による専門性・継続性といった強みを活かし、マーケット（発地）と地域（着地）を繋ぐ役割をしっかりと果たすべく事業を展開しており、県内各地へ広く誘客を図るために圏域毎に取組みを強化している。 県東部においては、古代出雲歴史博物館のガイド付き観覧と出雲大社での神職による解説付き参拝を着地型旅行商品として企画し、地元旅行会社が販売を開始している。 県西部においては、石見観光振興協議会と連携し、石見の食と温泉を巡る企画を旅行会社へ提供することで観光客の域内周遊を促している。 隠岐においては、ターゲットとなる関西や山陽の旅行会社に商品造成を働きかけるとともに、隠岐観光協会と連携して食の魅力化にも取り組んでいる。 また、今後の伸びが期待できる教育旅行、MICE、女性旅マーケットなどの分野の誘客を強化するとともに、地域資源を生かした着地型旅行に関する研修や宿泊施設向けおもてなし研修など人材の育成にも取り組んでいる。 今後も県や関係機関と連携し、これらの施策効果が県全体に広がるように努めていく。
9 （公財）島根県暴力追放県民センター （所管課：組織犯罪対策課） (1) 所管課 【意見】 ① 業務増、収入減対策及び相談環境改善に対する協力・支援について 暴力団排除条例の施行に伴い、取引等の相手が暴力団関係者かどうかを確認するための属性相談が急激に増加する一方で、金利低下による基本財産運用益の減少や景気低迷による寄附金の減少によって収入確保が困難になっている。 また、現事務所においては相談室が無く、相談者のプライバシー保護が難しい状況となっている。 暴力団排除のための事業実施に支障が生じないよう協力・支援されたい。	① 業務増、収入減対策及び相談環境改善に対する協力・支援について 業務増対策については、島根県公安委員会から公益財団法人島根県暴力追放県民センター（以下、「暴追センター」）に委託されている不当要求防止責任者講習に、毎回、当課職員が講習指導員として同行し、講演及び訓練を支援することで、業務負担の軽減に協力している。 収入減対策については、平成25年度は、国家公安委員会から「適格都道府県センター」としての認定を受けるために必要な財政的基盤確保のために寄附金の一部を引当資産に充当していたことから、現実に運用できる寄附金が減少していたものであるが、平成26年度中に引当資産の当面の目的額を達成したことから、運用可能な寄附金はこれまでと同等の金額が確保できている。

また、当課及び各警察署が出席する各種協議会及び会合等において、暴追センターの活動状況を紹介することにより、協賛者を募る活動の支援を行っている。

相談環境改善については、相談室はないが、相談者のプライバシーを保護する観点からパーティションで区切って他の来訪者からは直接見えない配慮をしており、相談者からの苦情は出ていない状況である。

相談室の設置については、相談者の状況や費用対効果を考慮した上での今後の検討課題と考えている。